

博古涉筆

八

| | | | |
|------|---|---|---|
| 內閣文庫 | | | |
| 九 | 三 | 和 | |
| 七 | 四 | 書 | |
| 架 | 冊 | 號 | 類 |

| | | | |
|-------|---|---|---|
| 大政官文庫 | | | |
| | 一 | 和 | |
| 一 | 三 | 書 | |
| 五 | 〇 | 門 | |
| 冊 | 架 | 函 | 號 |

| | |
|------|----------|
| 內閣文庫 | |
| 番號 | 和 11304 |
| 冊數 | 15 (8) |
| 函號 | 209 97 |

博物



博古涉筆卷之八

武備門

○用武

天照大神 葦原中ノ國ニ天孫を降

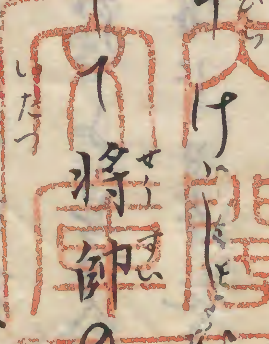
孫少時經津主命武甕槌命の二神

を遣ハシテ順ハサハルモノを奉ケ

是正ノ武を用不始

職也是より起れリ人代ノ至

神武天皇 兵を起して日向より宇佐



岡の水門をかに至り吉備國よに在事三年に
一浪速なよ子經河内かみを過き大和國やまとに
衛坂えさかより長髓ながすねと戦ひ孫ひ孫は是人代ひとた
兵つひを用ひらき始也右の二事並に日本紀より

○舟軍ふねい

神武天皇自みづから諸皇子もろのこ舟師ふなこを帥ひきて
東征あづませいし孫ひ孫日本紀是船軍ふねいの始也

○火戦ひたけ

神武天皇の御時八十梟師やぶし墨故すみこは味

炭すすを置おこり日本紀是火攻ひがめの事こと也

○武藝ぶげい

綏靖すいせい天皇武藝人ぶげいひとは過すき孫ひ孫日本紀此

時既ときは武藝の事ことあり

桓武天皇延暦十五年三月諸國しよこくは令しんじし

て武藝の衆もろに秀才ひいたる者ものを舉あげらるる日本

後記是武藝ぶげいありを舉あげ用ひ孫ひ孫始

あり

○講武こうぶ

講武こうぶの事ことあり

天智天皇の七年秋七月巡江國よりして
武を講せしむ

是武を講せしむ

天武天皇十二年十一月諸國に詔して陣
法を習はしむ同十三年閏四月又詔し
て曰凡政要は軍事ありこれ子しめて
文武官の諸人務は兵を用ひ及ひ馬に
乗る事子習ひ則馬兵并に身は装束
の物務は具は儲足是は日本紀

○陣法博士

持統天皇の七年十二月陣法博士等子遣
して諸國に教へ習はしむ日本紀今世
所謂軍法者是あり

○八陣

廢帝の天平宝字四年丙申授刀
舍人春日部三閏中衛舍人土師宿
祢園成等六人を大宰府に遣はし大貳
吉備朝臣真備は就して諸葛亮が八

陣孫子の九地及結營向背を習ふ一む
續日本紀

按あるに吉備公ハ元正天皇養老元年

入唐一聖武天皇天平七年入歸朝

せらふ又孝謙天皇天平勝宝四年入

入唐一同六年入歸朝せらりかく二度

より入唐一文武の學を究來り一人也

されん此時始めて八陣を我國に傳へ

來られん也此人に就て學ハ一の孫ひ

一なるは軍學者流に傳へる

仲哀天皇豐浦の宮にふりををりし

る時異國より履陶公と云る兵の道を

ふれりしを來り天皇に異國の兵術を授

け奉ふ則黃帝の八陣あり天皇これに

皇后に傳へ孫ひ皇后此術を用て筑紫

を征し新羅を伐孫ふ其後應神天皇

皇年長し孫ひし皇后此兵術を授

孫ふかくて應神天皇八陣の軍法を

神母后より傳へしは孫ひて神在位の
間兵漸に神心を用ひぬ崩れ孫ふ時
に臨み此書も水残り世間に傳へり
却て兵を好むもの出来り乱の基と
なりしと思へる焼て是を吞たすひ
吾死て後必に軍神と云ふんじ尊ふ
是に由りて後世應神帝を軍神
と稱し奉ふ崩神の後御廟を八幡
宮と云八陣もた八の幡ちるや八幡と云

なり是日奉に八陣傳來の始なりと云
訓聞集に此説をのぞり其説理を
ふに似しといふも古代の書に
されん據とハハハハ

○軍神

天照大神及高皇產靈尊の御を
とて皇孫瓊々杵尊を葦原の中つ國
に降し奉らんとて經津主神武甕
槌神を先に下りて後ハヤリと云

づめさせ給ふ故に此二神初て軍將たり
とを以て日本の軍神とす 事ハ日本紀に出たり

○武田流軍術

甲州流の兵學の起りたる幡助兵衛より
始る 勘兵衛は甲列士小幡山城の子
の又兵衛 後号豊後の子あり 豊後ハ天正
三年武田勝頼滅之の時病死 勘兵衛
其時九歳ありしを家康公これを尋ね
出し勇士の末ありとて井伊兵部と共に

ひでたの公の御遊伴に定められ 十六歳の時
武者修行の志ありしを警を切てあけ
落し 家康公これを知りて孫に尋
させ給ふも 其居所知られぬ 勘兵衛ハ
所々遊歴し 慶長五年關ヶ原御陣
の時井伊兵部と共に隨て功あり 其ま
佐和山下浪人下りて居り 慶長十九
年大坂冬御陣に偽りて籠城し 夏
御陣の時城を出し秀忠公に召出されし御

使番とあり 高坂 彈正の書を集めて甲

別の十教太井伊兵部は流し佐和山はあり

信玄の事を尋問甲列流の兵術

を建立して人の師とあり 高坂 彈正の作

り 書は 甲陽軍鑑十九冊同末書上下

結要品龍虎豹の三品是なり

△兵法 則軍法の事也

沈起の呉子の序は曰兵法は黄帝より始り

事物紀原下同

△戦争

呂氏春秋は曰蚩尤兵を作て 其械を利

其の兵器を作らざりし時を 兵の兵器を云

民を林木を削て以て戦ふ黄帝の炎

帝と阪泉の戦ふ是なり 然れを則戦

争をあるを炎帝黄帝の際に始り

△陣列

史記は高陽共工の陣を以て水害を

平ぐとあり 是にありて始り陣あり

△先鋒せんぽう

詩經六月の詩曰元戎十乘以先啓行是
周宣王の北伐ほくはつせし時の事を云り然れ
る則先鋒を周人の制有り

△殿後でんご

論語子曰孟之反不伐曰おのくらとまりて殿た
り是を以てこれを先鋒と同一く周の
制に起るを云る人

△伏兵ふくへい

易子曰伏戎於莽これを以てこれを疑ら
く者伏兵も三代よりの事ならず

△木攻こくこう

孫子の書曰攻有り而しに齊の田單でんたん火平
の事有り左傳曰桓公七年二月己亥威
丘を焚く公羊傳曰これを燧たきと云り
これを燧と云るとは火を以て攻る事を云
穀梁傳曰邾の威丘といふを云るハ火を以
て攻る事を云る也六帖曰是始也

火を以て攻ふ事なり

△水攻

國語ヲ智伯の趙襄子を攻ふ時汾水を

決りて晉陽をめぐり城没せし事

三版二行然れハ戦國のせりあり

あり

△舟戦

王鳴鶴の曰舟師ハ盟津の會を始り

武王の紂王を討んとて盟津に會し

後世遂にこれを用いて水戦を習はす

登壇必究

△京觀

左傳ニ楚子の曰明王伐不敬その

下これを封瓦爰に於て京觀ありこれ

を押してしん則是証伐と下より

以来其事あり事物紀原

△烽燧

日本云々云相國の火相國の狼煙

玄女戦経二曰を移 烽火を向くを
見下傳てさふ虞虜まさし起り之とす
黄帝軍決すも亦烽火を望見らの文臣
周の幽王褒似ぶたれに烽火を警し事
つれん疑らくん始て兵を用りより則ち
これ有りなり

△營壘

史記に黄帝と炎帝と阪泉に兵師を以
て營衛とす此營壘の始有り 其後兵の居

不所を軍營と云

△兵樓

莊子に麗譙と云事 郭象の注に曰
戦樓の名即敵樓たりと有り 疑らくわ
周衰して戦國の時始てこれ有り

△斬首

首を斬り爵を賜ふ事 秦の始り
敵の首一取らる者位一級を賜ふ秦

の時の法あり故に首一を一級と云也
然れども津子在于鹹を献る事既に
詩經に見侍れを首を取を以て上功と
云る事其始久し登壇必究

△武舉

武藝を習ひ其よく習はる者
不者を男用事

唐選舉志曰武舉ハ武后則天皇后の時
起る其始下置事長安二年あり長
安武后の唐會要曰長安三年正月十七日
年号こ
天下の諸列に詔して武藝を教へしめ

られ毎年明經進士に准て貢舉せしめ
らる是武舉の始なり事物紀原

△七書

黄氏曰宋の元豊年中神宗の孫子吳子
司馬法李濟公問答尉繚子三略六韜
を武學に頒て習はしむ七書と号は
事物典

神事門

○神事宗源

天孫始て此土に降臨し孫小天児屋根

軍扶翼の臣と有り 則祭祀を主たり故に
神代卷も 天見屋根軍ハ神事の宗源
を主たり者也と有り 是日本より 祭祀を主
宗の始有り

○立靈時祭天神

神武天皇四年春二月二十三日詔て曰
我皇祖の靈天より 降鑿て朕の躬を光
助強り 今諸の虜既平ぎ 海内無事
有り 以て 天神を 郊祀して 大孝を申す

一として 則靈時を鳥見山の中に 立其地
を号て 上小野 榛下小野 榛原と云用て
皇祖天神を祭り 孫ふと日本紀に見たり
是靈時を立て 皇祖を祭り 孫小始なり

○伊勢大神宮

日本紀に曰 崇神 天皇六年 百姓流離て
或は宵叛く者有り 其いさを以 徳を以
て 治めり 爰を以て 農を興す 夕まで
小場て 罪を 神祇に 請ふ 是より さま

天照大神 大和の大國魂 二神並にも
天皇の大殿の内うちに居まゐりて祭まつり然しかれども其
神の勢いきまひを畏おそれ給たまひ其ともに任まかせ給たまふ事こと安やす
あふりて天照大神を豊とよ報すけ入いり給たまへ
命みことに託つけて倭やまとの比ひ豆まめ縫ぬいの邑むらに祭まつり仍なほて神
離わかれを磯いそ堅か城しろに立たて垂すい仁に天皇二十五年三月
十日天照大神を豊とよ報すけ入いり給たまへ
祭まつりて倭やまと姫ひめ命みことに託つけて給たまふに倭やまと姫ひめ命みこと
大神あかみを志し川がのめあそん所ところを求もとめ菟う田た菰こ
大神あかみを志し川がのめあそん所ところを求もとめ菟う田た菰こ

幡はた子こ到いたり更さらに還かへり近ちか江え國くにに入いり東ひがしの方かた
美み濃の國くにを廻めぐりて伊い勢せ國くにに到いたる時ときに
天照大神 倭やまと姫ひめ命みことに誨をさめ曰いはれ是これ神かみ風かぜ伊
勢いの國くにハ則すなはち常とこ世よの浪なみの重し浪なみ歸かへ國くに也なり倭やまと
國くにの可う怜まし國くに也なり是この國くにに居まらんと欲ほつはれど
故ゆゑに大神あかみの教まことのまに其その祠やしろを伊い勢せ
の國くにに立たて給たまふ内うち宮みや是こ也なり因ゆゑに齋いつす宮みやを五い十じ
鈴すずの川が上に立たて給たまふ是こを磯いその宮みやと云いふ
天照大神 始はじめて天あまより降くだり給たまへし所の所ところ也なり

以上日本紀 雄略 天^{すめ}皇^{あむ}二十一年丁巳の年

十月 伊勢の皇大神 大倭^{あや}姫命^{まひめの}を

丹波の國^{たんのくに}と謝^さの郡^{こほり}真井^{まな}の原^{はら}より

豊受大神^{とよけたいしん}を迎^{むか}へ奉^{たてまつ}らふ大倭^{あや}姫命^{まひめの}奏^{そう}

聞^きし孫^まへしより明年^{めいねん}の戊午^{つちのひま}の秋^{あき}

七月 勅使^{ちやくし}をさし迎^{むか}へ奉^{たてまつ}る九月に

度會^{とくわい}の郡^{こほり}山田^{やまの}の原^{はら}の新宮^{しんぐう}より

孫^まへ垂^{すい}仁^に天皇^{すめみかど}の御代^{みよ}子^こ皇大神^{すめみかど}五

鈴^{すず}の宮^{みや}よりつゞき孫^まへしより四百八

十四年よなるありにんを 神皇正統記 是

外宮^{げぐう}の事也 内宮^{ないぐう}外宮^{げぐう}と称^{なづ}はふ事ハ

村上天皇^{むらうてん}の御宇^{みよ}祭主^{さいしゅ}公^{こう}節^{せつ}の時^{とき}皇大神

方^あ奥^{おく}哇^わなる也 内宮^{ないぐう}と号^{ごう}し度會^{とくわい}の宮^{みや}

方^あ外^げ哇^わなる也 外宮^{げぐう}と称^{なづ}はふより始^{はじめ}つと

神名^{しんめい}秘書^{ひしょ}に見^みたり

伊勢大神宮^{いせたいしんぐう}へ行幸^{いせゆき}の始^{はじめ}方^{かた}聖武^{せいむ}天皇^{てん}

平十二年十月行幸^{いへいじふにねんじふがつゆき}を始^{はじめ}とす勅使^{ちやくし}を立^{たて}ら

ふ事^{こと}も同日^{どうじつ}帝^{みかど}の御時^{みよとき}橘^{たちばな}諸兄^{しよあに}を

始^{はじめ}て天平十四年二月三日勅使^{しき}として
伊勢^{いせ}に向^{むか}つて系^{けい}祭^{さい}神^{かみ}祇^ぎを定^{さだ}め

○伊勢幣帛使^{いせへいおくし}

續^{つづ}日本紀^{にほんき}曰^い孝謙^{こうけん}天皇^{てんわう}天平宝字元年^{へいへいほうじげんねん}

始^{はじめ}て伊勢大神宮幣帛使^{いせおほいのみやへいおくし}を制^{せい}せし系^{けい}詔^{みことり}

一^いて天平^{へいへい}より以後^{いご}中臣朝臣^{なかとみあそみ}を差^さて他姓^{たせい}

の人^{ひと}を用^{もち}ふ事^{こと}をほざれと命^{まこと}し給^{たま}ふ

○以^{もつて}兵器^{へいき}祭^{さい}神祇^{かみぎ}

垂仁^{すいじん}天皇^{てんわう}二十七年^{にじゅうしちねん}秋^{あき}八月^{はつがつ}祠官^{ひらつかみ}を令^{れい}して

兵器^{へいき}を以^{もつて}て神幣^{かみへい}とせんとトハ^{うらな}はる

よ吉^{きつ}なり故^{ゆゑ}より弓矢^{ゆみや}及^{およ}横刀^{たぢ}を以^{もつて}て諸神^{しよかみ}

の社^{やしろ}に納^{なごめ}らる仍^{いづ}て更^{さら}に神地^{かみち}神戸^{かみこ}を定^{さだ}

めて時^{とき}を以^{もつて}てこれを祠^{まつ}に兵器^{へいき}をもつて

神祇^{かみぎ}を祭^{まつ}る事^{こと}始^{はじめ}て此時^{このとき}に起^{おこ}る^紀

○定^{さだ}め大社^{おほい}國社^{くに}及^{およ}神地^{かみち}神戸^{かみこ}

崇^{あそ}神^{かみ}天皇^{てんわう}七年^{しちねん}八十萬^{やそよろづ}の群神^{ぐんかみ}を祭^{まつ}

て仍^{いづ}て大社^{おほい}國社^{くに}及^{およ}神地^{かみち}神戸^{かみこ}を定^{さだ}めた

日本^{にほん}書^{しよ}紀^き

○伊勢齋宮

垂仁天皇の御時倭姫命を以て齋宮

と稱ふ是始なり

齋宮の址方伊勢大神のありし齋宮

村方其所に齋宮の址方黒木の鳥居

猶残れり

○賀茂齋院

嵯峨天皇の御時皇女有智内親王を以て

賀茂の齋院と稱ひし始なり

齋院の址方京都太徳寺の北に宮の東に

大源菴と云禪寺あり是也俗に常盤

の住し所なりと云ふも實に是齋院の址

なり

○大嘗會

大嘗會齋忌須岐等の事天武天皇

の御時より始り其事日本紀

神代巻口訣よ云大嘗會の國郡と云ふ

神代子吉田鹿茅津姫トを以て田を

定められしより起り又云御禊大嘗
神代の例に御禊大嘗以前の齋あり
伊弉諾尊橘の小戸の後に始り大嘗の國
郡卜定ハ火カ出見尊降誕の時に起り
魚良公の曰大嘗會ハ一代一度の大神事
あり令書ヲたあふむと訓せり毎年
行ふを是を新嘗會と云新嘗の二字
日本紀ありたよいなとより嘗ハなま
あり新穀をたあふむと一先神祇は是

を供らるを嘗の祭と云大嘗會も新嘗
會も其ノ十一月中の拜の日也定まらる例
あり

儀式注曰天皇即位七月より前なれ
え其年大嘗會行ふ八月以後たれハ
明年是を行ハふ又悠紀ハ齋忌といハ
心あり神齋の事主基ハ次と云文字を
凡そとより欠り次つぎの神齋と云心こころ次と云
こととて天神地祇懸隔の心こころをあらは

假令ハ左右前後^{さきうしろぜんご}の事也^{ことなり}大^{たい}常會^{じょうかい}神膳^{しんぜん}の儀^ぎ兩度^{りやうど}行^ゆはるに^によ^より^り後^ごの^の度^どを^をん^んん^んと^とあり^{あり}

○神輿振

鳥羽院^{とばのいん}永久^{えいきう}年中^{ねんちゆう}山門^{さんもん}の大衆^{たいしゆう}神輿^{しんい}を

陣頭^{ちんとう}より^{より}是^{こゝ}神輿振^{しんい}の始^{はじ}なり^{なり}

禮樂門

○禮

伊弉諾尊^{いざなのみこと}伊弉册尊^{いざなみのこと}天^{あめ}の柱^{はしら}を^を分^{わか}れ^れ巡^{めぐ}り^り行^ゆはる

伊弉册尊^{いざなみのこと}ハ右^{みぎ}より^{より}めぐり^{めぐり}伊弉諾尊^{いざなみのこと}ハ左^{ひだり}

より^{より}めぐり^{めぐり}行^ゆはる^{はる}同一^{どうい}一面^{いつめん}に^に會^あは^はる

伊弉册尊^{いざなみのこと}先^{まづ}唱^{とな}へ^へ意^い哉^や可^う美^み少女^{せうにょ}子^こ遇^あは^はぬ

伊弉諾尊^{いざなみのこと}伊弉册尊^{いざなみのこと}告^{たま}へ^へ曰^{いわ}昔^{むかし}ハ是^{こゝ}

男子^{おとこ}也^{なり}理^{ことわり}當^{あた}り^り先^{まづ}唱^{とな}へ^へ婦人^{たをやめ}より^{より}

先^{まづ}唱^{とな}ふ^ふ既^{すで}に^に不^ふ祥^{さう}と^と改^{あらた}め^め巡^{めぐ}り^り行^ゆはる

事^{こと}何^{なに}り^り舊^{ふる}事^{こと}紀^き是^{こゝ}陰^{いん}陽^{やう}貴^き賤^{せん}の^の分^{わか}ら^らぬ

事^{こと}を^を正^{ただ}し^し行^ゆはる^{はる}日本^{にっぽん}の^の禮^{らい}の^の濫^{らん}觴^{さう}と^とす^す

一

○ 定二條禮

孝徳天皇三年、禮法を定め、孫不事日本
紀よ見、こり是禮を定め、孫不事日本
又九八幡太郎義家武家の法式を定め、
ふと云小笠原家和禮の始、後醍醐天皇
の御時、甲州源氏小笠原信濃守貞宗と
云人、弓馬故実を知れり、或時禁中
より、的の會有り、其時の武將、尊氏義貞
を始、在京、一、所の名、弓馬士のこ

ら、以、召出され、的を射け、其、中、より、貞
宗、の、射、禮、衆、に、抜、ん、で、的、に、中、る、事、も、亦
群、に、超、た、り、し、う、を、帝、殿、感、の、御、多、う、に
昇、殿、を、許、され、弓、馬、の、故、実、を、勅、問、何、り
委、細、に、勅、答、申、上、け、れ、を、い、め、殿、感、の
御、多、う、に、太子、及、諸、皇子、の、御、師、範、と、定め、
孫、不、事、信、濃、の、國、の、守、護、職、を、由、ら、され、刺
位、五、位、下、に、叙、せ、り、其、上、弓、馬、に、推、り
わ、一、天、下、の、師、範、た、る、と、由、の、勅、證、有、り

貞宗家の面目を施し入國せしむる
貞宗の玄孫は兵庫助長秀といふ人あり
將軍義満公は遣仕せり義満公今川左
京大夫氏頼伊勢平氏武藏守満忠小笠
原兵庫助長秀彼等三人に仰せて武
家の禮法を考定しめし家々秘
傳世の古禮を參考して一書を撰て上ふ名つ
けて三議一統の當家乃法集と云青蓮院
の清書あり一七月は書立天六は廣む是よ

り小笠原家倭禮の家として代々將軍
家に仕て天下の師と成て普く人に
用らる是小笠原家和禮の始也
小笠原家傳書

○嫁娶

天照大神の御子正哉吾勝々速日天忍
穗耳尊高皇產靈尊の女栲幡千千
姫を娶舊事記此時二女を以て百机
飲食を持たし進め奉る事あり
神代卷口訣は是嫁娶の式あり事

を云ど有り

是嫁娶の禮の始め有り

○年賀

西三條の祢名院の作れり源氏細流と曰

賀とわ其年の満るを賀しを行束の

宝算を祈ふ意有り天子の御賀也

仁明天皇嘉祥二年興福寺の大法師お

奉賀三天皇満四十是始有り太上天皇の

御賀ハ淳和天皇天長二年十一月奉賀三

太上天皇五八之御齡是始也四十五より

百歳子いふふ十は満たふ年をいふ也

○拍手

持統天皇の四年正月皇后即持統帝也

天皇の位に即終ふ公卿百僚羅

列して西拜奉り拍手と日本紀子見

しり是拍手の事の國史に見えたる

始のなり

拍手ハ我朝の禮也往昔より此禮なり

しあをりし今にたてし神を拜はる時よのこ
拍手を用ゆと思はる誤なり周禮九
拜の第四は振動有り注は鄭大夫の云兩
手を以て相うつ也疏は今倭人の拜はる
は兩手を以て相うつ鄭大夫の説のこと
蓋古の遺法也と有り

○茶禮

後土御門院文明十一年十一月足利將軍
義政其子義尚よせをゆづりて東山東

求堂は閑居に銀閣を作りて北山の金
閣は准中東山殿と号は古器古畫を
玩ひ又茶器を集て年月を送り茶
會の禮式等皆東山殿より始は是より
始り茶湯の禮法ハせよ起れり
飲食はるに禮たあくんをあらうさされ
を義政卿の茶會の禮式をたてられしは
猶理巧りに似たりといへども
古器を玩ひ用もたぬ古友故有と

を愛し其弊を後の世より残され
けりた大なる罪を犯す也世を経
此事を好め家人多ありける中に
紹鷗より器をもとむるにまの世に用
ひさのし奇物を好むる迄に至り
千の利休と云もの出て茶禮を興行し
無益の事を増添し千貫二千貫の
財を費して用ひたぬ茶壺墨跡
を交易せり今世に及て唐物の茶壺

一を黄金二三千枚程に買求ふ人あり柳
は何の益をや我其用たる事を知らぬ
凶年飢饉に逢てこれを以て寒士貧
民を救ふに一掬の米に志すも
一兵役軍陣に望みこれをもつて
敵を助けぐも更に一笑の用に代
るに暑病沈痾を治し是を焚し
服はるも命を救ふるも然れば則ち
用はる所何事をや名高き劍故り

武具 ちとこ 武道の 威光 あり なる 事
たれも 有らば 目出たれ され ざる 何事
りに 玩ば 武道の 本意を 失ふ 事多
し 其外の 用らば 器 知らぬ 往昔の 古
反故を 掛物と 何の 代り 何し けれ
たるも 知れぬ 茶碗 茶壺 なる ことを 上な
き 宝とし 限あり 値を 費し 求め 置
事 是が 誠に 物を 玩ば 志を ころし なる
理り され 人の 古きを 用ひ 器ハ 新しき

を用り こそ 古き 文も 見し 侍れ 古き 書
畫を 好む 人の 心 畫を られ ざる あり なる
器ハ たて 新しき 潔く けり けり 古
き 器ハ 古く 漆も たる 口の 汚れ 手の けが
れ いと せき せき 殊更 やん ごと なる 貴
人 などの 口に けれ 手に 玩ぶ じき もの に
あふ 善人 なる 國の 宝 たる に あら 無益
の 物を 宝と する 道も なる 事 なる 事
又 山崎氏 の説に 茶式 あり 目

あゝも有り禪に念を一筆法も一は哥
學がくも何ものを和尚をと云能相のふさう能阿弥相のふあみさう
以来いらいと志野しの松本まつもと珠光しゆくわう紹鷗せうおう利休りきゅう其
人ひとありとぞ古田織部ふるたをりべハいとくの勇功ゆうこう有り
一いの利休りきゅうの後のちの和尚をたり名なありをを
ぬ事ことありんや昔むかし惠琳ゑりん法師ぼうし朝事あつりごとに向
づりづり権要けんように交まじりけれハ孔顔こうげんこれを黒
衣えの宰相さいせう履り冠くわん所ところを失こふといつりされハ
ものものふを武者むしや所ところあんど、呼よばれんこそ

面目めんぶくありぬ袈裟けさかくる僧そうと同おなしく稱なし
呼よばれていいとと思こはる志こころは人ひとハかたたら
痛いたく思おもはるといいり

○ 葬禮さいらい

神代考しんたいのまが一書いちふの説せつ曰い伊弉册尊いざなみのみこと火神ひのかみを
生うむす時とき中ちゆうれれ神かみ去さりまま一い孫まごふ
故ゆゑに紀伊國熊野くまのの有馬村あまむら子こ葬おんむふ
纂疏さんしゆ曰い上古やむかひハ葬禮さいらい一い孝子かうし纂ある
裡りを以もて親あやの尸うたまを掩おほふれ葬埋さいらいの

禮れいよりして起おこる所也然しかれハ則すなはち葬くわの儀ぎ此こゝ時ときは始はじめる

考こう徳とく天皇てんわうの御み時とき葬くわ禮れいを新あらたに定さだめ給たまふ
詳つづに日本にっぽん紀ぎに見みる

○火葬くわさう

續つづ日本にっぽん紀ぎ曰い文武ぶんぶ天皇てんわう四年しよんねん三月さんがつ己未きのし道照だうてう
和尚わうしやう物化ぶつくわ在あ特とく二年にねん七十二しじふに歳さい也なり弟子でし等ら遺い
言ことは道みち一いつ栗原くりはらより火葬くわさうを天下てんかの火葬くわさう是こゝ
よりして始はじめれり又また曰い文武ぶんぶ天皇てんわう大業たいあつ三年さんねん

十二月じふにがつ癸酉みづのえ持統ちとう天皇てんわうを飛鳥岡あすののまがより火葬くわさうは

是こゝ天子てんし火葬くわさうの始はじめり
屍しかばねを焚やくらるゝの浮屠うぶとの法ほふよりして西胡せいこの俗しやく
なり中華ちゅうかより浸染ひたひたし和國わこくより流傳りゆうでんして

是こゝを行おこなふ事こと既すでに久くわし習なひて以もつて常じょう
として見みるもの恬然てんぜんとして是こゝを何なにの

肌膚いまだを愛あいむ既に死し後ごに至いたつてもこれの
為ために棺槨くわんかく衣衾いせんをたのしめ其その葬くわさう所しよ

トて是を安厝あんれ一死しせふに事々つこう事

生ふに事ふやまんじまの如くは父母の全すつたく生付ういつけたる

身體しんたい髮膚さつふなれば子たるもの全すつたく是を

歸かへを孝こうと云いふ然しかるに父母死して後のち其

形骸けいたいを禁傷やせそこする者ハ則すなは其不仁ふじんなる事

又甚そとせしうぶ也孝子ハ其親死おやしても程

生したるの如くは然しかるに親死おやしても忽たちまちに

其屍しかばねを焚やくハ其親を死しせりとも其に忍しのび

さるの心何なまらうも何なまらうも宗廟そうぼう宮室きうしつは火くま

災さい何なまらうも猶なま且なま匍ふ匍ふ一いこれを救すく

ふ然しかるを况いや火ひを取とつ其屍しかばねを焚やくを

たとひ不孝ふこうの子ありし其屍しかばねを野の中なかに棄すて

椶まつね裡たぬよくも螺い蚶ふ蝸ら蝸ら子く噪くハもむといふ

とも猶なまづなつなかる其親の屍しかばねを焚やくにもされり

蓋け葬さうとハ蔵ざうあり其形體けいたいを蔵ざうふ故ゆ也既

火ひを以もつて其屍しかばねを焚やくを蔵ざうする所のもの

何なも歎なげあり古いにし衛ゑい人ひと褚ちよ子し定てい子し墓もを塚つか

てこれを平へい莊じやうの上うへに焚やく燕えんの軍いくさ。齋せいの即すなは墨ぼく

を圍かこむ人の家墓つらうを掘あり死人しにんを焚やく齊せい
人望ひとのぞ見みて涕泗なみ一いっ怒いりあつづつ十倍じゅうじす
る一いっ何なにの時ときハ焚や死しを惡にくむもの古昔こせきより
一いっ然しかり王莽わうもう焚や如にの刑けいを作り陳良ちんりやう
等らを焚や時ときハ焚や屍しを以もつて大刑たいけいとする事こと漢かん
の時ときより一いっ然しかりされハ屍しを焚や事ことも
他人たまたんにあつても人情にんじやうの忍しのびさる所ところなる
を其親おや子こ施ほさくや列子れつしニ曰い秦しんの西せいに
儀渠ぎきよの國くにあり其親おや戚せき死しれた柴しば子こ

聚あつめ積つてこれを焚やく燧あつ則すなはち烟け上あれハ
これを登のぼり避よと云い然しかり一いっ後のち成な孝子こうしこそ
此時このとき焚や屍しの風ふう中國ちゆうごくは行おこなはれ故ゆゑに列れつ
子し儀渠ぎきよの事ことを以もつて異いとして是こゝを記し
せり宋そうの時とき晋しんの俗ぞく屍しを焚や事ことを尚たつぶ
孝子こうし慈孫じそんこそ一いっ習なりて以もつて安やすこを程ほど
明道めいどう晋しん城じやうに令れいたり一いっ時とき教論きやうろんして禁きん
止とめ我わが邦はう火葬くわさうの初釋しゆしやく道昭どうせうに起おこす道どう
昭せう乃すなはち山城やまじやうの國くに宇沼橋うしやうはしを創そ造ぞうするものく

何^{ゆふさ} 妖僧^{まじ} 少^{すく}人^{ひと} 橋^{はし}を造^{つく}ふ子^こ 惠^{めぐみ}ありて
屍^{あし}を焚^やくに 慘^{あはれ}や 夫^{それ}終^{をり}む人^{ひと}の さまふ
慎^{つし}む 履^つき 祈^{いの}く人^{ひと}の子^こ たらふもの 豈^{あに}是^{こゝ}
を忽^{ゆるがせ}子^こらぐけくや 學^{まな}者^{もの}必^{かならず}其^{その}流^り俗^{そく}に 猶^{なほ}ハ
ほしき可^べなり

○喪

日本^{にっぽん}紀^ぎを考^{くわ}ふるに 神^{かみ}武^む天^{てん}皇^{こう}崩^{くずれ}御^ごの後^{のち}
三年^{さんねん}位^い空^{くう}一^{いつ}綏^{すい}靖^{せい}天^{てん}皇^{こう}孝^{こう}性^{せい}純^{じゆん}深^{しん}に
一^{ひと}悲^{かな}慕^もふ事^{こと}止^やむ事^{こと}有^あり一^{ひと}心^{こころ}を

哀^{あはれ}葬^{さう}の事^{こと}に 苗^{なへ}め 孫^{そん}ふり 見^み侍^{しやう}れハ
此^{こゝ}時^{とき}初^{はじ}て三年^{さんねん}の喪^もを行^{おこな}ひ 孫^{そん}ひ一^{いつ}也^{なり}
光^{みつ}仁^に天^{てん}皇^{こう}始^{はじめ}て 喪^もを短^{みじ}く 孫^{そん}ひ 一^{いつ}也^{なり}
三年^{さんねん}の喪^もハ一^{いつ}年^{ねん}期^きの喪^もハ五月^{ごがつ}大^{だい}小^{せう}功^{こう}
總^{すべ}麻^ま一^{いつ}也^{なり} 一^{いつ}也^{なり} 一^{いつ}也^{なり}

○月忌

古^{いにしへ}よ 君^{きみ}子^こハ 終^{しゆう}身^{しん}まての 喪^もなり 忌^{ひまら}日^ひを云^い
と 祈^{いの}り 忌^ひ日^ひハ 死^しせり 一^{いつ}人^{ひと}の日^ひを云^い 今^{いま}世^よ
俗^{やく}ニ 祈^{いの}謂^い 祥^{さむら}月^{つき} 是^{こゝ}なり 月^{つき}忌^ひの事^{こと}ニ

右阿らば月忌を我國の俗なり浮屠
より出しよや唐日本の古禮より阿ら
は何の時より始り事を知らず東鑑に
月忌の事阿れは猶其始久しき事ゆ
ふづ

○年忌

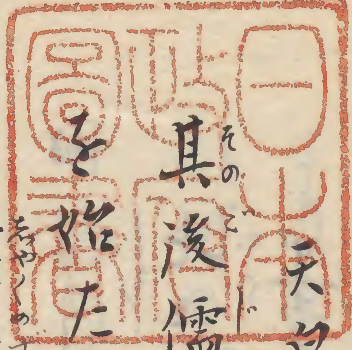
十三年忌を國俗よ出たり十二支終て又
始り故先支を逐一追慕を致す
元身釋書子見しりされども何のころ

より始り事を詳よせり少納言信西
の十三年忌を櫻所中納言これを終
せんとせし其弟の僧高野の明遍
同意せきりともは佛家子本説な
き事たれんるる佛者ハ四十九
日

七々の吊祭を佛書よ出たり
墨大全るに七々の日毎の祭文阿
り日卒も其始久し續日本

紀 大室三年二月癸卯 此の日 大上

天皇の七ノニ當^{あは}ル^るニ
其後儒者の祭法を備^りテ^り年忌ニ^{いふ}事



釋瑞溪の相國寺 一切經を檢閱^{けんえつ}了^り了^り

曰此經の内ノ年忌^{ねんぎ}服^{ふく}紀^きの事^{こと}曾^{かつ}了^り

故^{ゆゑ}ニ佛者^{ぶつ}儒法^{にふほふ}を備^り了^り

